

大阪府死因調査体制整備の取組み（今年度の取組状況と次年度実施案の概要）

取組み項目・内容等	2019年度の取組状況等(予定含む)	次年度(2020年度)の実施案																						
		内容	時期																					
<p>① 救急医向け研修 目的：心肺停止で救急搬送され死亡した症例に対し、救急医が死亡診断書(死体検案書)を発行することで、異状死として扱われる遺体を減らす。 目標：・死亡診断書(死体検案書)における作成率の向上 ・医療機関経由の異状死数の割合の減少 内容：府内全救急告示医療機関(約250施設)に平成30年度から3年間(年2回)で、法令解釈や死亡診断書作成、検案技術の研修を実施</p>	<p>計画どおり</p> <p>○研修WG(実施内容の決定、アンケートまとめ等)(7月) ○研修会を開催(9月・2月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受講者数等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1.7.20</td> <td>200名</td> <td>近畿救急医学研究会協力</td> </tr> <tr> <td>R1.9.12</td> <td>117名</td> <td>救急医療週間行事</td> </tr> <tr> <td>R2.2.28(予定)</td> <td></td> <td>救急・災害医療部委員会</td> </tr> </tbody> </table>		受講者数等	備考	R1.7.20	200名	近畿救急医学研究会協力	R1.9.12	117名	救急医療週間行事	R2.2.28(予定)		救急・災害医療部委員会	<p>○継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修WG(実施計画の調整等) ・年1回開催 ・研修資料のまとめ(3年分) 	<p>WG</p>									
	受講者数等	備考																						
R1.7.20	200名	近畿救急医学研究会協力																						
R1.9.12	117名	救急医療週間行事																						
R2.2.28(予定)		救急・災害医療部委員会																						
<p>② 主治医向け研修 目的：生前より患者の治療に関わった主治医等に対し、在宅での看取りを広げる機運を醸成し、また異状死として扱われる遺体を減らす。 目標：・研修参加人数を約500名/年 ・死亡診断書における作成率の向上 内容：主治医等に対し、法令解釈や死亡診断書作成の研修を実施</p>	<p>計画どおり</p> <p>○研修WG(実施内容の決定、アンケートまとめ等)(7月) ○研修会を開催(9月～12月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受講者数</th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1.9.25</td> <td>312名</td> <td>堺・南河内・泉州ブロック</td> </tr> <tr> <td>R1.10.24</td> <td>163名</td> <td>豊能・三島ブロック</td> </tr> <tr> <td>R1.11.7</td> <td>111名</td> <td>大阪市内ブロック</td> </tr> <tr> <td>R1.11.23</td> <td>108名</td> <td>府内全域</td> </tr> <tr> <td>R1.12.4</td> <td>84名</td> <td>北河内・中河内ブロック</td> </tr> <tr> <td>計 5回</td> <td>778名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		受講者数	対象地域	R1.9.25	312名	堺・南河内・泉州ブロック	R1.10.24	163名	豊能・三島ブロック	R1.11.7	111名	大阪市内ブロック	R1.11.23	108名	府内全域	R1.12.4	84名	北河内・中河内ブロック	計 5回	778名		<p>○継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修WG(実施計画の調整等) ・年5回程度開催 	<p>WG</p>
	受講者数	対象地域																						
R1.9.25	312名	堺・南河内・泉州ブロック																						
R1.10.24	163名	豊能・三島ブロック																						
R1.11.7	111名	大阪市内ブロック																						
R1.11.23	108名	府内全域																						
R1.12.4	84名	北河内・中河内ブロック																						
計 5回	778名																							
<p>③ 検案サポート医体制の検討(犯罪死見逃し防止) 目的：大阪市外で検案を行う警察医の検案レベルの向上や不安(負担)の軽減 内容：検案サポート事業(監察医事務所の監察医(法医等)が行う検案に、希望する警察医等が同行し、死因診断技法等を習得する事業)を通じて、検案レベルの向上や死因の確定に悩む警察医等をサポート</p>	<p>計画どおり</p> <p>○別添 資料2(府域の検案体制等の取組み)</p>	<p>○検案サポートの強化等 (別添 資料2(府域の検案体制等の取組み))</p>	<p>WG</p>																					
<p>④ 人材の育成・確保 目的：死因診断の実務に取り組む人材を育成、確保 内容：大阪大学における死因究明コースでの人材育成を引き続き実施するほか、他大学においても人材育成のための方策を検討する。府内5大学や府立等の病院の医師に検案医を経験する仕組みを検討</p>	<p>計画どおり</p> <p>○検案医の養成・確保を国に要望(7月)</p> <p>※参考 ・大阪大学大学院死因究明コース (今年度5名受講、累計医師19名他医療関係者7名)</p>	<p>○継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国への要望を継続 ・各大学に取組み状況等をヒアリング 	<p>◆国家要望</p> <p>◆ヒアリング</p>																					
<p>⑤ 地域におけるセーフティネット 目的：単身高齢者等の見守りや死亡時の早期発見 内容：正確な死因診断のためにも、死亡から発見までの時間が短くなるよう関係機関や地域による見守りやウェアラブルセンサー等の活用を促進を検討</p>	<p>計画どおり</p> <p>○「大阪市内の孤独死の現状」(監察医事務所作成)を、府内各地区の在宅医療懇話会(8月～9月)、庁内関係所属に情報提供(11月)</p>	<p>○継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独死等に関するデータを市町村や関係機関に提供するとともに、高齢者の見守り事業等の推進を働きかけ。 <p>※参考資料 1 参照</p>																						

死因診断体制の整備

取組み項目・内容等		2019年度の実施状況等(予定含む)		次年度(2020年度)の実施策	
				取組み内容	時期
適切な解剖体制の構築	① 死亡時画像診断(CT)の導入 目的: 増加する解剖への対応(画像診断により死因を特定)、遺族感情に配慮した死因診断手法の一つとして、死亡時画像診断(CT)を導入。また、大阪市内外の検案体制の均てん化をめざし、CT導入による市内の解剖の抑制効果を活用しつつ、市外の死因調査に対応するとともに、災害時にも活用する。 目標: 検案、CT(死亡時画像診断)、解剖により得られた情報を死因診断に活用し、解剖数の抑制につなげる。	計画どおり	○別添 資料3	○継続(別添資料3)	
	② データの利活用 目的: 監察医事務所で扱う各情報をデータベース化するとともに、検案、検査・解剖等により得られたデータを情報分析を行い、疾病の予防や治療等、公衆衛生の向上や増進に活用する。 目標: 監察医事務所で取扱う各データを統計管理できる仕組みを構築統計データにより蓄積した情報を活用し、公衆衛生の向上・増進に関する施策展開につなげる。	計画どおり	○タブレット活用による検案情報の電子化〔4月～〕 ○公衆衛生学会に「大阪市内の孤独死の現状」を発表〔5月〕 ○検案等情報のデータベース化(システム開発)〔10月～3月〕	○継続 ・検案情報等の蓄積 ・疾病予防等に向けた調査研究の情報発信 ※孤独死に関するデータ収集・分析の継続 ○データ活用策の検討 ・医療機関との連携(ex.検案情報のフィードバック)	
施設の連携・強化	① 法医学教室等との連携を検討 目的: 死亡者数増加への対応(解剖の分散) 内容: 監察医事務所のほか、大学法医学教室等と連携した解剖体制の構築を目指す。各大学等現状把握を行い、協力施設の確保・連携を目指す。	計画どおり	○別添 資料2〔府域の検案体制等の取組み〕	○継続 (別添 資料2〔府域の検案体制等の取組み〕)	
	② 監察医事務所の設備等の対策 目的: 監察医体制の維持・強化や施設の老朽化対応 内容: 今後の多死高齢社会に備えた死因調査体制を整備するため、監察医事務所の位置づけ、役割を踏まえた組織体制の検討、および老朽化対応	計画どおり	○事業推進体制の充実〔4月～〕 ○監察医事務所の劣化度調査を実施 ※現在、財務部(財産活用課)において劣化度を判定中。 ○設備・機器等の老朽化対応 ※高圧機器(変圧器等)の補修、システム生物顕微鏡等の検査機器の更新、ストレッチャー購入等	○継続 ・事業推進体制の継続 ・検査機器等の更新 ※全自動ホルマリン希釈装置、自動染色装置等を予定 ・設備更新は中長期保全計画に沿って適切に対応	
関連する取組み	① 府民啓発 人生の最後、終末期の看取りについて府民が考える機会の提供や死因調査体制の理解を促進	計画どおり	○各地区の在宅医療懇話会において、「死因調査体制整備の取組み」を周知〔8～9月〕【再掲】 ○府政だより掲載(人生会議(ACP)の内容)〔11月〕 ○関連情報を報道機関に提供 <div style="float: right; font-size: small;"> 参考資料2 参照 </div>	○継続 ・ACPに関する府民向け啓発冊子(府新規事業)や監察医事務所のデータを活用し、市町村広報誌の掲載等を働きかけ ・報道機関への情報提供	
	② 手数料の見直し 府域のバランス及び死亡時画像診断(CT)等の機能強化に伴い増高する費用などを勘案し、監察医事務所の手数料を改定				